

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年3月14日（令和6年（行情）諮問第248号）

答申日：令和7年6月11日（令和7年度（行情）答申第84号）

事件名：特殊部隊ハンドブック（参考資料）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特殊部隊ハンドブック（参考資料）（13旅2第45号別冊。11.6.10）一連番号50（表紙を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年11月28日付け防官文第24118号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

決定通知書第2項記載の不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらなないと考える。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、「Webサイト「e-GOV」で公開されている行政文書ファイル管理簿に登載されている行政文書ファイルの内、「特殊部隊ハンドブック」と題する行政文書ファイル（府省名が防衛省、作成・取得年度等が2017年度、大分類が運用、中分類が運用、作成・取得者が防衛省陸上自衛隊中部方面隊第13旅団第13後方支援隊第1整備中隊長、起算日が2018年4月1日、保存期間が5年、保存期間満了日が2023年3月31日、媒体の種別が紙、保存場所が書棚、管理者が防衛省陸上自衛隊中部方面隊第13旅団第13後方支援隊第1整備中隊長、保存期間満了時の措置が廃棄、備考が当初の保存期間満了日：2019年3月31日延長期間：4年であるもの）に編綴された行政文書すべて。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「特殊部隊ハンドブック（参考資料）（13旅2第45号別冊。11.6.10）一連番号50」（以下「特定文書」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、令和5年5月19日付け防官文第10908号により、特定文書の表紙について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、同年11月28日付け防官文第24118号により、特定文書の表紙を除く部分（本件対象文書）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書中、2枚目、4枚目、6枚目ないし22枚目、24枚目ないし32枚目、34枚目、36枚目及び37枚目のそれぞれ一部並びに3枚目、23枚目、33枚目及び35枚目のそれぞれ全てについては、自衛隊が収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心及び脅威認識が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「原処分の不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考える。」として、原処分の取消しを求めるとするが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから、当該部分を不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年3月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 令和7年5月7日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1のとおりであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、陸上自衛隊の情報業務に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の情報関心及び脅威認識が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑